

(別添1)

「ながさきめぐりあい事業」募集要領

1. 事業概要

(1) 目的

結婚を希望する独身男女に、出会いのきっかけづくりとなる場を提供する。

(2) 内容

補助事業者は、次の から までに掲げる業務及びそれに附随する業務を運営するものとし、各業務の詳細は、下記2. から8. までに定めるとおりとする。

「ながさきめぐりあい事業」ウェブシステムの維持管理

原則として、長崎県内に在住し、結婚を希望する独身男女(以下「めぐりあい隊」

という。)にイベント等の情報を提供し、参加を申し込むしくみの運営

男女の出会いの場(以下「イベント」という。)を提供する応援企業等(以下「め

ぐりあい応援隊」という。)の募集・登録

原則として、長崎県内に在住し、結婚を希望する独身男女(以下「めぐりあい隊」

という。)及び結婚を応援したい方のメールマガジン読者募集・登録

めぐりあい隊へのイベント情報の提供

適切なイベント運営の確保

地域において結婚支援の活動を行う者として県が委嘱するボランティア(以下

「まちのお世話やき隊」という。)に対するイベント情報提供

県民への広報・普及活動

独身者を中心とした県民に対する事業趣旨の広報・普及

2. 「ながさきめぐりあい事業」ウェブシステムの維持管理

「ながさきめぐりあい事業」のホームページやメールマガジン配信のシステムを構

築し、適切に維持、管理を行うもの

(1) ホームページの内容について

ホームページは、現ホームページ（<http://meguriai-nagasaki.jp/>）の内容を基本とするが、内容を充実する提案があれば、事前協議の上、変更可能とする。

（２）ホームページの仕様等について

ホームページの仕様、費用負担等についての留意事項は以下のとおりとする。

（ａ）現ホームページの仕様及びホームページ等の運営に係る経費の負担については別添「仕様書」のとおりとする。

（ｂ）追加・修正にあたっては、「長崎県公式ウェブサイト作成ガイドライン」を参考にすること。（詳細については問い合わせください。）

（３）機器の仕様について

サーバ機器及びクライアント機器については、搭載データ量、データ処理量を考慮したうえで支障なく運用できる仕様とすること。

（４）セキュリティ等について

SQLインジェクションによる情報漏洩、不適切なアクセス制御による外部からの侵入など、サーバのセキュリティには十分注意し、外部からの侵入、災害等による障害並びに情報システムの事故及び故障からシステムの情報を保護するための適切な物理的対策を講じること。

システム取扱者に対し、誤操作及び不正操作を防止するための啓発を行い、情報の守秘義務を徹底すること。

不正アクセス及びコンピュータウィルスの侵入等から情報を保護するための技術的対策を十分に講じること。

特定の取扱者は、新規登録・更新等の情報編集を行う場合は、パスワード等を設定するなどの保守管理ができるような工夫をすること。

（５）システムに関する情報について

個人情報を入力、管理するため、取扱者が操作するクライアント機器及び登録された個人が操作する各自所有のPC機器からサーバ機器へのデータ転送などには、暗

号化を行った処理が行えるように設定すること。

個人が自身の登録データを更新するための方法を用意すること。

利用者が、掲載情報やシステムについての問い合わせ等を行いたい場合、ホームページ上から問い合わせできる方法を用意すること。

データベースを使用する場合については、特に指定しないが、MySQLなど、オープンソースのデータベースとデータのやり取りができないような特殊なソフトウェアを利用しないこと。

使用するソフトウェアのバージョンや設定パラメータなど、システム構築に関するすべての情報を構築設計仕様書に明記整理しておくこと。

(6) 個人情報の取り扱いについて

個人情報の収集や利用、管理については、「長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）」の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本県が必要と認める範囲内で収集すること。

収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。

個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行うなかで知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように、徹底すること。

収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

(7) 著作権の取扱について

補助事業者は、作成したシステムの成果物（ホームページの名称、ドメイン名も含む。）について、本県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第26号の2、第27条及び第28条に規定する権利を、行

使することができないものとする。

3. 「めぐりあい応援隊」(以下、「応援隊」という。)の募集・登録について

「応援隊」として協賛する企業・店舗・施設等を募集し、登録するもの。

(1) 応援隊の募集・登録について

イベントの実施が見込まれる企業・店舗・施設等に幅広く、募集活動を行うとともに、離島を含め、県内各地域に偏りなく応援隊が存在するよう努めること。

(a) 応援隊としては以下のような業種が例として考えられる。

レストラン、ホテル・旅館、結婚式場、旅行会社、イベント会社、レジャー施設、スポーツ施設、キャンプ場、交通・旅行関係、カルチャーセンター、語学教室など。

なお、応援隊は民間企業・事業所に限らず、公的施設、NPO、各種団体など幅広く登録可能とする。

(b) 応援隊が実施するイベントは、それぞれの特長を生かし自ら企画するものとするが、以下のような内容のものが例として考えられる。

(ア) 独身男女の交流を促すパーティー

(イ) 日帰りバスツアーなど旅行関係

(ウ) 文化・スポーツなどを介したイベント・体験教室

(エ) 交際力を高めるための自己啓発的な講座

(オ) 農業、漁業などの担い手対策 など。

応援隊や、応援隊が行うイベントについては、以下の要件を満たすことを確認したうえで登録すること。

(a) 宗教活動又は政治活動を目的とするものではないこと。

(b) 特定の商品の販売や、販売の斡旋を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行うものでないこと。

(c) イベントの参加者の秘密や個人情報等を本人の承諾を得ずに他の目的に利用しな

いなど、2(6)に規定する内容を遵守すること。

(d) イベントを安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮がなされているほか、事業の企画実施にあたって必要な周辺環境等への配慮がなされ、事故防止に万全を期していること。

(e) イベントの企画内容が、参加者にとって安心して参加できるものであり、過度な演出等、社会通念に照らして適当でないと認められる内容を含まないものであること。

(f) イベントの実施に際して参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、参加者が気軽に参加できる適正な水準であること。

(g) イベントを実施するにあたり、実施方法、実施内容等を事前に補助事業者と協議し、承諾を得ること。

(h) イベントの実施による参加者からの苦情等については、誠意を持って対応すること。

応援隊に申し込む際、企業・店舗・施設等からは、メールまたは文書等により申し込み手続きを行わせることとし、内容を確認し、登録証を交付すること。

申込が完了した応援隊の情報については、速やかにホームページ上に掲載すること。

4. めぐりあい隊への情報提供

めぐりあい隊に対し、ホームページ、メールマガジン配信その他の方法により、イベント情報等の提供を行うこと。

5. メールマガジン読者の募集・登録活動

めぐりあい隊及びめぐりあい隊を応援したい方を、メールマガジン読者として募集・登録するもの。

(1) メールマガジン読者の募集・登録について

登録方法についての問い合わせ等には適切に対応すること。

登録する際に把握する個人情報、必要最小限度とすること。

申込時、イベント中、終了後に発覚した、事業の趣旨を逸脱した登録者について、排除するよう努めること。

登録者には、登録した旨の通知を行うとともに、イベント開催情報を随時メールマガジンにより配信すること。

(2) 参加費の徴収

補助事業者は、応援隊を通じ、事業を運営するための参加費をめぐりあい隊から徴収することができる。

6. 適切なイベント運営の確保

イベントは各応援隊が企画・実施するが、イベントが適切に実施されるよう、補助事業者は以下の点に留意する。

(1) 事前に応援隊からイベント内容(日程、参加者、運営スタッフ、時間配分等)についてわかる書類等の提示を求め、内容を確認すること。

(2) 応援隊からイベントの企画について相談を受けた場合は適宜助言、支援、現地確認等を行うこと。また、イベントの標準的な進行要領を定め、必要に応じ提示すること。

(3) 応援隊には、イベント参加者に対して、参加に当たっての注意事項を記載した書類等を配布させる等イベントが安全に実施されるための配慮を行わせること。

(4) イベントには、適宜、補助事業者が立ち会い、イベント運営方法の確認及び支援を行うように努めること。特に、各応援隊が初めて開催するイベントにおいては立ち会うことを原則とする。

(5) イベント終了後は、出来る限り追跡調査を行いカップル成立や結婚の情報を得ること。その際、個人のプライバシーには十分配慮し追跡調査を行うこと。

7. まちのお世話やき隊に対する情報提供について

平成23年度から、県において、各地域で結婚支援活動を実施するボランティアを「まちのお世話やき隊」として委嘱することとしている。この「まちのお世話やき隊」は、

地域で結婚相談に応じるほか、めぐりあいイベントに関する情報提供にも協力することを想定しているため、委嘱された「まちのお世話やし隊」に対し、適宜、イベント情報を提供すること。なお、「まちのお世話やし隊」は、平成23年度に順次委嘱し、最大で100名程度になることを見込んでいる。

8．県民への広報・普及活動

独身者を中心とした県民に、広く事業の趣旨が伝わるよう、ホームページなどを活用した広報に努めること。

9．事務局運営体制

補助事業者は、本事業の運営を行うにあたり、以下の点に留意すること。

(1) 事務局の所在地、連絡先等を明らかにすること。

(2) 事務局運営のための職員は、Webシステムの管理・修正、応援隊・めぐりあい隊の募集、地域めぐりあい創出事業イベントの支援、広報・啓発活動に従事することとし、常時連絡が取れる体制にすること。

(3) 本事業は、本県の補助事業であるため、運営にあたっては、本県との協議を密に行うこと。

10．実施のスケジュールについて

交付決定の日から平成24年3月31日まで本事業を効果的に実施するためのスケジュールを計画し提示すること。

なお、本事業のサービス提供開始は5月からを予定すること。

11．補助額

3,230千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限

12．経費の内訳について

事業を効果的に実施するための経費の内訳について計画し提示すること。対象経費は次のとおりである。

報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運

搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料